

産 商 商 第 1 8 号

平成 1 8 年 4 月 2 7 日

ニック産業株式会社
代表取締役 儘田 公明 様
株式会社マツヤスーパー
代表取締役社長 中山 保彦 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成17年8月31日付けで届出のあった大規模小売店舗について，大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により，下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

山科三条ショッピングセンター

京都市山科区竹鼻西ノ口83番地 1 他35筆

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに，大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第375号）（以下「指針」という。）を勘案し，届出書類を総合的に検討したところ，本変更計画の実施により，周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し，市は意見を有しないものとします。

3 附帯意見

今後は，法第10条に規定するところにより，また，周辺の状況や経済状況などの変化に伴い新たな問題が生ずる場合にあっても，より一層，周辺の地域の生活環境の保持について適正な配慮を行いながら，当該大規模小売店舗を維持及び運営するよう留意することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画上の準工業地域及び第1種中高層住居専用地域に立地している。（建築基準法上は、2つの敷地面積の過半を占める用途が適用されるため、当該施設は準工業地域に該当）

周辺の状況は、北側は道路を隔てて住居、東側に住宅及び駐車場、西側には安祥寺通、安祥寺川を隔てて住宅、南側にも道路を隔てて住宅が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、営業時間延長に伴い来店客の集中が閑静な周辺地域へ及ぼす影響の危惧、来店客の捨てるゴミ、売場照明の遮蔽策の再履行、悪臭等の苦情について等の意見が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見書は、早朝の荷さばき騒音、食品加工による悪臭、屋上駐車場から下りる車のヘッドライトが住宅を照らす、売場照明の遮蔽策の再履行、交通問題等の懸念等の反対5件、賛成1件の計6件であった。

4 市の見解

今回の変更による影響について、指針に基づき検討した。

営業時間の延長により、一日あたりの総来店客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること、騒音について昼間の等価騒音レベルの値が高くなることが予想されるが、以下の内容を踏まえた結果、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

（1）駐車場の利用者の増加について

営業実績からピーク時の来店客数は増加しないと予想されるため、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

（2）駐輪場の利用者の増加について

営業実績からピーク時の来店客数は増加しないと予想されるため、駐輪場の収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

（3）廃棄物等の排出量の増加について

現状の排出量及び予測によれば現在の廃棄物保管施設容量で対応可能であると考えられる。

（4）昼間の騒音について

営業時間の変更に伴い、昼間の等価騒音レベルの値が上昇するが、室外機等の増設や位置の変更がないことから影響は少ないと考えられる。

（5）その他

早朝の荷さばき作業については、設置者が作業音の低減に努める等、周辺の要望

や苦情について可能な限りの対応を行う旨を表明している。

また、悪臭については、前回の営業時間変更の届出の際にも苦情が出されたため、毎日の清掃や消臭剤散布を行う等の対策を実施している。

説明会並びに意見書で指摘のあった、店舗の照明については、一旦取り外していた遮蔽物をアクリル板に変え、直接住居を照らさないよう遮蔽を行った。

当該店舗は周辺を住宅に囲まれており、以上のような、今回の変更に関して直接的に関係はないこれらの事項に関しても、引き続き配慮が必要である。

また、この他にも店舗前の安祥寺通は幅員が狭いため、来店客車両の安全な交通処理に努めることや、屋上駐車場から下りて来る車のヘッドライトが住居を照らす等の苦情について必要な対策を検討する等、今後もより一層、周辺の地域の生活環境の保持について適正な配慮を行いながら、当該大規模小売店舗を維持及び運営するよう留意することが望まれる。